

家畜衛生だより



令和元年8月第22号(豚)
東部・北部家畜防疫獣医師会
東部家畜保健衛生所
(公社)千葉県畜産協会
TEL: 0475(52)4101
FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

愛知県、福井県で豚コレラ発生!(国内36、37例目)

| | | |
|------|--|---|
| 所在地 | 愛知県長久手市(36例目) | 福井県越前市(37例目) |
| 飼養頭数 | 707頭 | 615頭 |
| 経緯 | 8月8日 同市内の発生を受け、移動制限区域内の豚コレラ清浄性確認検査を行うため立入検査を実施 8月9日 疑似患畜と判定 | 8月11日 飼養豚に異常発生、立入検査を実施 8月12日 疑似患畜と判定 |

★4つの項目を守りましょう★

1 毎日の健康観察と、早期の通報・相談

今回発生している豚コレラは、従来とは異なり、死亡が続発するものではありません。通常の病気に加え、食欲不振などの新たな異常があった場合は、東部家畜保健衛生所(0475(52)4101)に連絡してください。



2 野生動物の侵入防止対策の徹底

岐阜県と愛知県での豚コレラの発生は、86%が感染野生イノシシのウイルスが原因と推定されます。イノシシ等の野生動物はもちろんのこと、汚染された土や物を農場内に持ち込まないようにしましょう。

3 適切な洗浄・消毒

農場や豚舎に出入りする際は、洗浄消毒を徹底しましょう。土がついた長靴は、しっかり水で洗い、消毒しましょう。



4 豚の農場内の移動の際の、衛生対策の徹底

農場内や豚舎間で豚を移動させる場合は、なるべく外を歩かせないようにしましょう。ケージを使うか、やむを得ない場合は、十分消毒した地面を歩かせましょう。



農林水産省 豚コレラ

詳細は、農林水産省HP
でご確認ください。